

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 細田明子・矢守章子・井口文絵)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを2月25日付けで更新しました。

(ジェトロが東南アジア知財ネットワークの設立を企画しています)

詳しくは、(<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20120221401-news>)をご覧ください。

(再送: 特許の他国審査での中間書類翻訳提出のお問い合わせについて)

最近、弊所以外の事務所からクライアントへの指示について、特許の対応他国審査についての中間書類全てを翻訳するように求められ、その対応について、クライアントより弊所に問い合わせが相次いでおります。

タイ法制度上では、最終審査結果の提出が義務規定ですので、登録公報などの最終審査結果は、審査官からの指示を待たないで提出しなければなりません。中間書類についての提出は、あくまで審査官からの指示が通常必要となります。そこで、弊所では、①オフィシャルアクションがあったかどうか。②その内容はオフィシャルアクションの中に記載されているかどうか。を、再度代理人に対し、チェックしてもらうことをお勧めしております。

審査を急ぐあまり、最終審査結果が出ていないにも関わらず、全ての中間書類を翻訳して提出することは、費用面においても、審査判断においても出願人の期待に沿う結果が得られるものとは全く思いません。是非、ご注意の程、お願い申し上げます。

(再送:PCT国内移行出願にかかる明細書のタイ語翻訳提出期限について)

弊所が掴んだ情報によりますと、他の法律事務所から「国内移行日に翻訳を提出せずに、提出期限を延長できる」旨の誤った情報がクライアントに流れている模様です。この方法は、国内移行日に明細書の主要部のみ(たとえばクレームだけ)を翻訳し、後日、補正書の形で、明細書の全翻訳を提出するというもので、出願人にとって、後日問題となる可能性が多々あり、全くお薦めできません。ご注意の程、宜しく願い申し上げます。必ず規則通りに、国内移行日にタイ語翻訳提出をお願い致します。名の通った法律事務所では決してこのような実務を行っていないと思います。

～編集者より～

3月11日を間近に控え、ようやく日本人社会も明るさを取り戻した感がする。しかしながら、昨年のタイ洪水の被害を受けた工場では、まだまだ復興復旧とは言えない状態が続いている工場も多い。震災後、「がんばれ日本」と、多くのタイ人が支援資金を提供してくれたにも関わらず、タイ洪水に対しては、まだまだタイへの日本からの協力が足りないのではないだろうか。

先日、JICA(日本国際協力機構)主催のタイ洪水への対策に関するセミナーが開かれた。私は、今まで順調に復興されている経過が公表されてくるものとはばかり思っていたが、実際は、全く違っていた。まず、冒頭から根本的に治水対策を見直すならば、ダム10個が必要であるとの由。今後最も現実的な対策としては、チャオプラヤ右岸に放水することを前提として河川水を開放するように計画する。左岸にある工業団地やバンコク都心部には河川水を流さないとの大方針をタイ政府は決定したとの由。ということは、右岸の住民達は、必ず洪水の被害を毎年受けるということになるのである。政治決断なのだろうが、既にアユタヤ県などの農民から農地が遊水池として指定されることについての反対が沸き上がっている。

セミナー会場からの発言で、「私たちの工業団地は、その工業団地を運営している会社が倒産し、すでに管財人の管理下に置かれているため、全く復旧の目途がたっていない。」、排水対策もなにも無いらしく、その工業団地は多くの工場が廃墟同然となっていると伝え聞いた。工業団地毎にその対策状況や堤防設計などが異なっていることも明らかにされた。日本政府は民事不介入の原則から、全く関与しない方針のようだが、タイ政府に期待するよりも、日本政府自らの協力姿勢を明らかにすべきではなかろうか。日本企業が長年蓄積してきた資産を保護できないという忸怩たる思いがある。危機に直面した時に、全く頼りにならない硬直した日本政府を目の当たりにした次第である。

このまま、急速に「日本が本当にダメになっていくのでは」と、思う瞬間でもあった。

この「日本が本当にダメになっていくのでは」と、思う瞬間は、長年当地に住んでみると、最近結構多くなってきているのを実感する。例えば、電気電子の専門店でも、日本ブランドが全く無くなっている。部品にしる修理にしる、不便極まりない。販売されているのはアップル、ブラックベリー、ノキアであり、サムソンばかりである。家電製品もほとんど韓国製にとって代わられている。その栄枯盛衰たるや驚くばかりである。「ソニーの携帯を修理したいのですが。」「何ですか。それは。」

という具合である。そのため、当然の帰結として、日本製品を避けて購入するようになるのである。そう言えば、弊所のコンピュータ及び関連機器すべて、韓国、台湾、中国、ベトナム製であり、日本製品はファックスとプリンター程度である。

この他の場面で、中年の日本人男性が、銀行の窓口で大声で「オレは日本人だ」と現地人行員を日本語で怒鳴りつけている光景、アパート事務管理室の窓口で、同様にキレている日本人男性、などなど、「こりゃダメだ。」と思う光景に多々出くわすのである。礼儀や服装からみても日本人男性(偏見かもしれないが、特に男性である)の見栄えが他のアジアの人々に比べ、著しく劣っているのが本当に目につく。何とかならないものか。

少し昔の出来事になるが、日本の「士」の付く団体が、バンコクでのセミナーの後のレセプションにて、セクハラ事件を起こし、そのおかげで、弊所所員2名が辞職したという事件も、あった。今でも私は、刑事訴訟を起こしてもよいと思っている。「士」と付くには実に恥ずかしい限りの連中が今でも実際にアジアをフラフラしながら、「仕事」をしているのである。この光景も、「日本はダメになった」証左なのかもしれない。特許の世界では、中国での特許出願件数は日本での特許出願件数を凌駕しつつある。特許のパラダイムが変化しつつあるのを肌で感じる。アジアに向かって上から目線の日本の「士」が絶滅種に近くなる日はそう遠くないのではないだろうか。

まだまだある。日本人の多く住むアパートで、日本人には挨拶をするが、タイ人には全く挨拶をしない日本人家庭が多く居る。アジアの他国の人を下に見る感じ方、歴史教育及び家庭教育の結果なのだろうが、これでは、現地社会には合うワケがない。現地社会はこれらの人々を静観する。そのうち、これらの人々は去る運命にあるのだから、今は我慢するのが良いというのが、現地社会の捉え方なのであろう。絶滅種リストにこれらの輩も加えたい。

バンコクから車で2時間、世界遺産のアユタヤ遺跡があり、そこに日本人町跡と書かれた札だけが荒野の中に一本だけ立っている。数十年後の未来、バンコクにも同様に、名札「日本人居住地跡」が物寂しく立ち、我が子孫が観光に来て、感慨にふける日も近いのではなからうか。

～フィリピン高官、海賊版DVDを購入～

フィリピン、アキノ首相の政治アドバイザーである Mr. Ronald Llamas がケソン市の Circle C mall で海賊版DVDを 2,000 ペソ(60 シンガポールドル)近く支払って購入するところをカメラに撮られた。アキノ首相は、「DVD海賊版は優先事項ではない。他に解決すべきたくさんの問題を抱えている。」と述べて重要視しない態度だ。

(2011年1月26日 シンガポールストレイトタイムス)

～ヤンゴンでスー・チー氏の伝記DVD侵害品がヒット～

フランスの映画ディレクターが撮った、ミャンマー反政府リーダーのアウン・サン・スー・チー氏の伝記映画は、ミャンマーで放映される予定はなく、軍部に支配された文民政府により放映禁止の状態だ。しかし15年もの間軟禁されていた66歳の彼女について知りたいと思う人は多く、偽造されたDVDがヤンゴンで数ヶ月にわたり出回っている。しかしその映像コピーの状態はひどく、見ら

れたものではない。

(2011年2月4日 シンガポールストレイトタイムス)

～タイの学生、キッチンデザインに才能～

調理用品コンテスト“Seagull Design Contest 2011”でトップ3の賞を受賞したのはキングモンクット工科大学ラートグラバン校の学生だった。優秀賞は建築学科の学生による“ココナツ搾り器”、1位は農業学部生の“三層構造まな板”、2位も農業学部生の“ライスラップ”だった。

(2011年1月21日 タイネーション)

～タイ政府知的財産局は、知的財産侵害撲滅デモ行進への参加をマスコミに呼びかけ～

知的財産局は、知的財産侵害撲滅デモ行進への参加をマスコミに呼びかける。

場所はパンティッププラザ商業センターとマーブクロンで、商務省のシリワット カジョンプラサート副大臣がデモ行進の代表を務める。その他、知的財産局のパッチマー タナサンティ局長が俳優のペー アーラック アモンスパシリさんとカーラマー パッカラシー ベンジャマートさんとともに参加する。日時は、2012年1月25日、13:30にパンティッププラザ商業センターに集合し、開会の辞や挨拶の後、マーブクロンまでデモ行進を行う。

(2012年1月23日 DIPウェブサイト)

～タイ知的財産局、米国政府の優先監視国リスト(PWL)から削除を求める～

知的財産局のパッチマー タナサンティ局長は、商務省のシリワット カジョンプラサート副大臣一行が2012年2月13-18日にアメリカ合衆国を訪れ、タイの知的財産対策の成果について説明を行い、タイを優先監視国リスト(PWL)から削除するよう理解を求めることを明らかにした。2007年からタイがこのリストに載って以降、「タイは知的財産の侵害予防を重要な政策と考え全力を尽くし、継続して実行してきた。法律を国際的なレベルに改定し、侵害取り締まりも本格的に行った。よって、合衆国が今後タイをPWLに載せる理由はない。」とパッチマー局長は述べた。今回のタイの訪問団には保健省の役人も同行し、合衆国が懸念している薬剤案件の説明も行う。また合衆国の特許システムについての見学も行き、タイでの適用を考える。また双方の特許協力の合意(MOU)に署名をする。現在検討中の知的財産侵害対策法については、映画館での盗撮対策を盛り込んだ著作権法の改定を行う。最初は新しい法律の制定を考えたが、著作権侵害に関わるので、著作権法に追加することにした。盗撮の罪には罰則を盛り込む。それは雇い主が子供や若者を使って盗撮した場合も含む。これは現在、国会での審議に提出をすところだ。その他、偽造商品の売買を中心にインターネット上の侵害が多いため、その予防を目的とした著作権法の改定を草案中である。これは立法委員会事務局での草案審査が終わったところなので、内閣への提出待ちである。それから国会での審議が始まる。

(2012年1月23日 DIPウェブサイト)

～タイの団体“SiPA”ソフトウェアの著作権登録を喚起～

“SiPA”はソフトウェアの著作権登録を喚起し、“ソフトウェアの知的財産保護とソフトウェアの合法的使用の推進の活動”を行い、事業所、学生、一般人に至るまでソフトウェアの知的財産保護とソフトウェアの合法的使用について周知すべく、全国で5回にわたりセミナーを開催する。

国家ソフトウェア産業促進事務局(SiPA)の産業促進事業開発局副局長パリンヤー クラジャンモン氏は、「ソフトウェアの知的財産保護とソフトウェアの合法的使用の推進の活動」を知的財産局と共同で行い、ソフトウェアやデジタルコンテンツの事業所や学生、一般人に至るまでソフトウェアの知的財産保護とソフトウェアの合法的使用について理解してもらい、知的財産の創造性を推進することにより、知的財産の所有者である開発者が自分の創造物から商業的な利益を十分に得られるようにしたい」と語った。

また「同時に、公的団体、民間団体、教育施設、一般人が自分の権利と他人の権利を尊重し、知的財産の侵害をしないよう、また知的財産を侵害した商品を支持しないよう啓蒙活動をする。これが知的財産の侵害を最初から予防することになり、将来の侵害発生を減少させる。またこの活動に参加した人や著作権の知的財産に興味のある人が、自身の著作権を登録するようになるだろう。」と述べた。

セミナー開催の予定は全部で5回、場所はバンコクとその周辺で2回その他、チェンマイ県ムアン郡、ソクラー県ハジャイ郡、コンケン県ムアン郡で行う。その際商務省知的財産局のブースを開設し、相談受け付けや著作権登録申請をすることもできる。また国家ソフトウェア産業促進事務局(公共団体)も、タイソフトウェア事業(デジタルコンテンツを含む)の信用プロジェクトブースを開設する。

この催しはすでに2回実施され、1回目はチェンマイ県ムアン郡のマーキアオホテルにて行い、ソフトウェア事業者やソフトウェア開発者、学者や学生など150名以上が参加した。2回目は2012年1月16日、ジエメラルドホテルにて行われたが、こちらもたくさんの参加者が訪れた。その多くは中小企業クラスのソフトウェア事業者やソフトウェア開発者だった。SiPAは今後も全国を回り知識啓蒙とソフトウェアの知的財産推進の有益な活動を続け、5箇所すべてのセミナーを完遂させる。

(2012年1月24日 DIPウェブサイト)

～タイ政府商務省は著作権料徴収業者に対し、南部国境3県(パッタニー、ヤラー、ナラティワート)の事業所への徴収と摘発を控えるよう協力依頼～

南部3県の情勢不安の問題は、音楽の著作物を使用する地元の飲食店やカラオケ店の営業に影響を及ぼしている。知的財産局は2011年7月1日に通知を出し、南部国境3県(パッタニー、ヤラー、ナラティワート)のカラオケ店救済のため、この地域の事業所に対して著作権徴収と摘発を6ヶ月間(2011年7月1日から2011年12月31日まで)行わないと発表した。

この期間は終了したが情勢不安はまだ続いているため、知的財産局は南部国境3県(パッタニー、ヤラー、ナラティワート)の事業所救済と、救済を受けるための条件である事前のメンバー登録について見直しをするため、現在29社ある著作権徴収業者に対し文書を送った。

(2012年1月26日 DIPウェブサイト)

～タイ政府特別捜査局が偽の 아이폰-ブラックベリー販売拠点を摘発～

2月1日、特別捜査局(DSI)のターリット局長は、インターネットやプラトゥーナームのインドラホテル近くの道端で偽の携帯電話を販売している拠点を摘発したと発表した。色々なブランドに似せた電子部品や携帯電話などを、ウェブサイト www.hothitphone.com でインターネットを通して販売

していた、ラーマイントラ通りの“ヘンヘンモバイル”とバンカピの“ジーニアスカメラ”を捜索したところ、偽の有名ブランド携帯電話や商標を偽造したり他人の商標を模倣した部品など約 500 点が見つかった。店のオーナー二人を逮捕した。

続けてプラトゥーナームのインドラホテル近くの偽の携帯電話販売店、VEERA、PKT、PACO CASA を捜索し、様々な偽ブランドの携帯電話、カメラ、ビデオカメラなど 1,050 点、300 万パーツ相当を発見、押収して証拠品とした。そして店のオーナー二人を逮捕した。

ターリット局長は、基準を満たしていない偽の携帯電話やバッテリーを使用するのは、消費者の健康や衛生に大きな影響を及ぼすと話す。特にバッテリーは爆発したり命に危険を及ぼす可能性がある。アイフォンは本物だと何万パーツもするが、偽物はたったの 2,000－3,000 パーツである。(2012 年 2 月 2 日 DIPウェブサイト)

～タイ政府知的財産局長、大臣の政策を受け、2012 年知的財産戦略を発表～

知的財産局パッチマー タナサンティ局長は、2012 年知的財産戦略・政策の発表を知的財産局幹部と共にやり、その開会の議長を務めた。重点を置く基本 5 項目は以下の通り。

1. アセアン経済共同体と知的財産について
2. 地理的特徴を利用し商品に付加価値を与える
3. 世界の変化の流れに則った知的財産の展望と戦略への変更
4. 知的財産侵害予防政策
5. 著作権取締りのため映画盗撮(CAMCORDING)法の強力推進

2012 年 1 月 30 日、知的財産局 8 階会議室にて行われた。

(2012 年 2 月 2 日 DIPウェブサイト)

～タイで NOKIA が、5億4千万のIP裁判で提訴される～

携帯電話の大会社 NOKIA は、タイのソフトウェア企業にデジタルマップの使用で訴えられた裁判でどう対処するか注目を浴びている。訴えたのは CDG グループを親会社に持つ GlobeTech だが、タイ企業がタイの特許をめぐる国際的な会社を相手に裁判を起こしたのは初めてのケースだ。

(2011 年 2 月 7 日 タイネーション)

～タイ政府特別捜査局(DSI)、100トンの違法鉄材押収～

特別捜査局(DSI)はサムットプラカン県の 3ヶ所の鉄鋼工場を捜索し、Thai Inter Steel Co から 1トンの規格はずれの鉄鋼バーが、Wai Wing Enterprise Co から 100トン、2700万パーツ相当の規格はずれの鉄鋼バーが発見された。DSIのターリット局長は、「これらはスクラップ業者から供給されたりサイクル鉄から作られたもので、壊れやすく危険だ。」と語った。

(2012 年 2 月 8 日、バンコクポスト)

～東南アジアで流通している偽造薬品に殺される前に“偽物”の定義が必要～

世界知的所有権機関(WIPO)により製作された 5 分間のビデオは、開発途上国で売られている医薬品の 25%以上は偽造品で、インターネットで手に入る半分以上の医薬品は偽物である、と結論付けている。そして毎年何千人もの人が偽の医薬品が原因で死んでいると強調している。患者

たちは、現実問題、偽の医薬品で治療を受けていることを納得させられる。

“偽造医薬品に殺される”とのスローガンを掲げたビデオは、最近フィリピンで開催された公衆衛生における偽造薬品の危険性と題したワークショップでも紹介された。

例えばフィリピンでは、フィリピン知的財産庁 Allan Gepty 副長官が、フィリピン偽造薬品撲滅連合によって発行された報告書の中で、偽造薬品が国内のすべての薬品の 10%を占めると語った。

フィリピン食品医薬品局によると、偽造薬品・医薬品について共和国法 8203 では、本物の成分が含まれているが法や規則で定められた量に達していない、または不正な内容物である、または有効成分が含まれていない、または有効成分の量が不十分で薬品の安全性、効力、品質、強度、純度を弱める結果となるもの、と定義されている。

地域での犯罪と健康に関するこの問題解決のため、WIPOが主催するワークショップでは、知的財産権(IP)に最も大きな焦点が当てられた。それは政府にとって偽造や侵害された薬品から公衆衛生を守る効果的なしくみであると見なされた。IP保護に関する政府の役割は、品質ある薬品を公衆の手に入るよう、そして利用しやすいようにすることだ。

「なぜIP保護なのか？それは競争者による技術や製品のコピーを当局が防ぐ手助けとなるからだ。またIPは、研究開発やマーケティングにかかる無駄な投資を省くことにも役立つ。企業のアイデンティティも創造され高められる。」と語ったのは、フィリピン知的財産庁特許局の Epifanio Evasco 局長だ。

国際商業会議所の 2008 年データによると、偽造・侵害製品の世界的経済価値は総額 6500 億USドルになる。また明らかにされたことには、2015 年までに侵害全体が世界経済と社会に与える損害は 1.7 兆USドルで、毎年 250 万もの合法的な仕事を危険にさらしているとのことだ。

偽造・侵害は経済への脅威と見られているが、国際社会がその用語の合意可能な定義をどうするか、また裕福な先進国が持つ知的財産権の保護と特に開発途上国における品質良い医薬品を手に入れる普遍的権利の間のバランスをどう取るか、未だあいまいさが残っている。

問題は、“偽造品”という言葉、医薬品の保護と管理において重要な役割を持つ世界保健機構が未だ明確に定義していないことだ。多くの開発途上国は“偽造品”におけるWHOの役割に懸念を表明している。知的財産権と健康という二重の背景がある中でそれを使用することは、ジェネリック医薬品の製造と入手可能性を蝕む結果となる可能性がある。

その相違を解決するため 2010 年に開かれた世界保健会議において、標準以下、まがいの、偽のラベルの貼られた、変造された、そして偽造医薬品に関する政府間作業部会が設立された。その検討過程はまだ続いている。

タイでは、薬品法の“偽造品”には、基準値の 20%を満たさない、そして/またはFDAに登録されていないすべての医薬品が含まれている。

医薬品や食品の品質と安全性を監視し管理する任務を持つFDA事務局長の Pipat Yingseree は、内容について言えば今日偽造医薬品を病院で見かけることはほとんどない、国家保健計画により実施されている組織的かつ厳格な医薬品購買システムのおかげだ、と述べた。

しかしながらFDA事務局長は、不明瞭な定義は多かれ少なかれ国内競争力を妨げるだろう、なぜなら生産者が地方のジェネリック医薬品製造者を特許法違反で訴え、裁判所にそのような製品製造の禁止命令を求める可能性があるからだ、と認めた。

健康と医薬品の知的財産権に関し特許法に盛り込まれた規則は、医薬品発明者に“エバーグリーン特許”を与える結果となった。現在特許権所有者は、オリジナル薬品に新しい化学物質や小さな改良を加えることで特許権の期間を延長することができる。結果としてオリジナル薬品の独占によりジェネリック医薬品が市場から姿を消すだろう、と語るのは“薬剤に関するアセアン調和の影響 (impact of Asean harmonization on pharmaceuticals)”の研究主任である Usawadee Maleewong だ。

彼女はまた、“エバーグリーン特許は、国際的な薬品製造会社ができるだけ長く人気薬品から利益を得られるために広く使う戦略である。薬品市場は少しの特許権者により支配され、タイに高価な薬品を買わざるを得なくしている。”と述べた。

国内で使用される薬品の輸入価格は、2005 年より国内製造の薬品を上回っている。輸入薬品と国内製造薬品の差額は 300 億バーツもあった。その大きな理由は特許制度による薬品の独占にある、と保健省は語る。

知的財産権と健康における“偽造品”の定義の相違について国際社会でまだ決着がついていない中、IP侵害(健康と薬品を含む)を監視する知的財産局(DIP)は、偽造薬品一掃計画をすでに推し進めている。

商標及びIP侵害は 2010 年に 6 件だったのが 2011 年は 43 件になった。押収された薬品の大半はインターネットで販売されたもので、例えば偽造バイアグラ、抗がん剤、生活習慣病薬品だったと DIPのパッチマー タナサンティ局長は語った。

これらの押収により、人々を偽薬品(最近オンラインで広く宣伝されている)から救ったのだ、なぜならそれら薬品はFDAに登録されておらず健康に危険を及ぼす可能性があるからだ。

それでもなお、FDAとDIPの両者は、特許法と医薬品製造の間に存在するグレーゾーンは、命を救う医薬品を入手する公衆の、特に開発途上国の権利を阻んでいるかもしれないとの事実を心に留めておくべきである、と述べたのは Thai Drug Watch のマネージャー、Niyada Kiatyingungsulee

だ。チュラロンコーン大学薬学部は、2008年インドのジェネリック薬品製造者からナイジェリアのHIV感染者に輸送される途中にオランダで押収された抗エイズ薬のケースを挙げ、富める国と貧しい国では“偽造品”の定義に相違があり、解決されていないIPの問題によって貧しい人が命を救う医薬品を入手するのを阻む結果となっている、とした。

上記のケースでは、49キログラムのジェネリック薬品が地上で押収されたが、それには知的財産権に関するEU法に違反する物質が含まれていた。しかし安価な薬品がしばしば求められる開発途上国の人々の命は、危険にさらされた。

保護主義と医薬品を広域基準の枠内に含む試みの気運は、超大国が経済下降と戦うように上昇しているが、タイ(中低所得国家に分類されている)の政治家と関連当局は、経済のみならず公衆の健康の安全を保護するため、この繊細な問題に注意深く取り組まねばならない。

彼女はまた「我々は特許の規則に全面的に反対しているわけではない。しかしどの国も輸入医薬品にのみ頼るわけには行かない。企業が特許システムにより利益を享受するなら、ジェネリック薬剤・医薬品を開放し通常の市場競争システムに則った成長を遂げさせるべきだろう。それにより開発途上国の人々がより命を救う薬品を入手でき、彼らの命が基準に満たない偽造医薬品の危険にさらされなくなるだろう。」と語った。

(2012年2月10日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局(DIP)と米国特許商標庁(USPTO)、二国間協力の覚書～

DIPとUSPTOの間で交わされる二国間協力の覚書草案が閣議で承認された。内容は以下の通り。

1. USPTOとDIPは、IP管理システムと能力開発のため二国間協力の覚書を交わすことに合意し、情報交換とIPキャパシティの構築を行う。
2. 覚書の内容構成
 - 2.2.1 USPTOとDIPは、イノベーションと経済成長に対するIP重要性の啓蒙のため研修開催と能力促進の面で協力をする。
 - 2.2.2 両者は人材育成、審査過程のITシステム、効果的な実務のための特許商標審査官の能力開発、IP権関連法の執行、法整備に関する研修を合同で実施する。
 - 2.2.3 両者は、協力して経済成長に重要なIP推進をする。例えばワークショップセミナー開催、IP管理、IP利用、IP商業化、公衆にIP啓蒙を広げるなど。
 - 2.2.4 両者は、IPに関する秘密事項ではない情報や実務方針について交換しあう。例えば特許商標審査マニュアル、出願登録データ、年間レポート、IPに関する政策、法律、規則など。
 - 2.2.5 両者は、会合を持ったり、電話会議を開いたり、連絡コーディネーターを任命するなどして年間活動計画を作成する。
 - 2.2.6 覚書はいかなる国内法、国際法に法的効力を持たず、1969年ウィーン条約の規定の下交わされる条約ではない。いかなる活動も現在ある予算と資源で実施される。
 - 2.2.7 覚書はUSPTO長官とDIP局長の署名により効力を発し、署名日から5年間有効で

ある。

3. 条約法務局の説明によると、覚書は憲法 190 条で定められた条約ではないため、国会の承認は必要としないが、閣議での承認は必要である。
4. 閣議は草案に合意し、DIPが覚書に署名することを承認した。
5. 閣議が条約法務局の意見に合意したため、国会の承認は必要としない。

インラック チナワット首相出席の閣議にて 2012 年 2 月 7 日
(2012 年 2 月 14 日 DIPウェブサイト)

～タイの農民向けクレジットカード計画が始動、初年に 100 万の利用者を期待している～
農業及び農業協同組合銀行(BAAC)は、来年早々農民に対してクレジットカードの発行を始める予定である。タイの農家は最新式の機械を使って苗を植えることとなろう。その後遅れて、政府発行のクレジットカードが翌年の早い時期から多くの農民に対し、このような技術革新を享受できるようになる。

約 10 万戸の農家は、3 月か 4 月に種の購入や肥料、そのほか必要な農業用品を購入し、新たな収穫期に備えて、カードを受け取ることとなる。

この国立銀行は初年で 100 万カードを配布し、200 億パーツのクレジットを生み出すだろう。BAAC 頭取の Luck Wajananawatch が言っている。

このクレジットカードは前回の総選挙時に the Pheu Thai Party の公約の一つである。

貸付限度額は 2000 パーツ、1 ライに係る生産費用と同程度で、固定されている。より大きな農場をもつ農家はより高額で無利息の貸付限度額を登録された店で必要品を購入することができる。Luck 氏がいうことには、政府や銀行は初年度、14 億パーツの費用にかかる利子を肩代わりする。以前計画していた開始日である 11 月 1 日からのカード発行の遅れの原因は、そのほとんどがシステムプロバイダーの選定によるものである。

Luck 氏がいうことに、業者委員会はもうすぐ選定手続きを完了し、3 年契約を結ぶだろう。

V-Smart 社は、3 億パーツの基準価格をずっと下回る提示しており、競合している 3 社の応札額の最も有利な入札額 1 億 7700 万パーツを提示し、最も有利であった。

他 2 社は、2 億 5800 万パーツと 2 億 9800 万パーツの入札額であった。

V-Smart は、独自のソフトウェアを開発し、そのソフトは、Government Savings 銀行のような他の国立機関で既に使っている、と Luck 氏は言った。銀行の選定委員会は、まもなく決断を下すだろう。

BAAC クレジットカードは、農業生産費用の支払いに限られており、その協力店舗は、BAAC 系列の 3000 店以上、将来はそれ以上の店舗に限り使用できる。

Luck 氏が言うには、多くのローン承認が洪水前に行われていたため、数ヶ月前の洪水は、銀行のオペレーションにはほとんど影響がなかったようだ。

先月までに、BAAC は、農業ビジネスに初回ローンで 900 億パーツまで拡大し、年率で 17% 上昇させた。総ローンは、2012 年 3 月 31 日には 1000 億パーツ、20% アップに到達する予定である。

Luck 氏は、非農業貸付での著しい成長を見込むが、新規ローンの 12% がこの銀行の農業向け新規サービスである。

次年、この国立銀行は今年から貸付額を 15% 上昇させ、8000 億と 1000 億パーツまで拡大する予

定である。

この事業年度の未返済の融資は、総額 6000 億バーツにのぼり、次年は 7500 億バーツに上昇するだろう。一方、事業年度当初の預金額は、7260 億バーツ対して、8000 億となろう。

しかしながら洪水災害のために、4月あるいは事業年度当初の 5.5%から上昇し、たぶん不履行のローンが 8.25%に上昇するだろう。

政府の稲作担保計画を推進する BAAC という主要な金融機関は、2011～12 年の事業年度計画において、2500 億～2600 億バーツ使用するとし、計画当初の 4000 億バーツよりはるかに少ない。洪水は、水稲の 400 万トン以上が被害を受けたが、2100 万トンの収穫はそのまま残ることになるだろう。

自己消費量 300 万トンを差し引き、次の収穫のための種を使うと、BAAC は計画をはじめののに 1500 万～1700 万トンとなる と予想する。担保計画では、米1トン につき 1 万 5000 バーツまた香り米1トン につき 2 万バーツ農家に払うだろう。

(2011 年 12 月 20 日、バンコクポスト)